平成２５年（フ）第２３９２号
愛知県春日井市大和通２丁目19番地１　イトーピア勝川302号
債務者　松井　幸絵
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
岐阜県大垣市熊野町133番地１
債務者　岡田　紀子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２１５１号
札幌市豊平区月寒東５条８丁目１番22号
債務者　本谷　勇貴
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２９号
札幌市東区北38条東21丁目３番３号
債務者　鴫原　絵美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２５６号
札幌市北区百合が原５丁目２番１―110号
債務者　佐藤多恵子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６７号
札幌市中央区北８条西16丁目１番地１　クリーンリバー桑園603号
債務者　佐藤　智紀
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８８号
札幌市東区東苗穂５条３丁目６番25―110号
債務者　海津　奈美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１５号
札幌市東区北40条東17丁目２番33号　ラフォーレ栄町302号
債務者　加賀谷英樹
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２８号
札幌市中央区南５条東１丁目３番地１　オパス南５条206号
債務者　奈良　光章
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９３号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番４―305号
債務者　下山　絵利
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０８号
札幌市東区北25条東16丁目３番11号　サンシャイン元町２号
債務者　越善　勝幸
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２０号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番７―505号
債務者　野村　文乃
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３９号
札幌市中央区南23条西９丁目３番２―２号　ラフィーネ山鼻Ｓ23―202号
債務者　小出　麗子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４５号
札幌市中央区南９条西20丁目１番１号　ヒロ920イズミサワハイツ301号
債務者　原田　正美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５４号
札幌市南区川沿10条２丁目６番５号　リバーサイドイン101号
債務者　西松　恵美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７４号
札幌市北区新川２条５丁目６番８号　ローヤルハイツ302号
債務者　高橋美保子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７９号
札幌市厚別区もみじ台東４丁目３番17号
債務者　佐藤　博之
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８２号
札幌市白石区北郷３条１丁目１番18号　共同住宅はな北郷
債務者　熊坂三枝子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部